

四日市市告示第111号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び法第30条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関を第1に、四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）別表第8に規定する法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第2に、同条例別表第8に規定する法第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第3に、同条例別表第8に規定する法第30条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第4に、同条例別表第8に規定する法第2条第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第5に定め、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月28日

四日市市長 田中俊行

第1 法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び法第30条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める機関とする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する機関

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）。ただし、登録建築物調査機関は業として建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者（以下「建築物関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないものに限る。

ア 登録建築物調査機関が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）であること。

イ 登録建築物調査機関の役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該建築物関連事業者

の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えていること。

ウ 登録建築物調査機関(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、建築物関連事業者の役員又は職員(過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)

2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する機関

(1) 登録建築物調査機関。ただし、建築物関連事業者に支配されているものとして1(1)アからウまでのいずれかに該当するものでないものに限る。

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

第2 法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面

(1) 登録建築物調査機関(建築物関連事業者に支配されているものとして第1の1(1)アからウまでのいずれかに該当するものでないものに限る。)が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 登録住宅性能評価機関が、交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)

2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面

(1) 1(1)に該当する書面

(2) 第1の2(2)に該当する登録住宅性能評価機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

第3 法第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を

受けたものとする。

1 一戸建ての住宅若しくは共同住宅等又は複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面

- (1) 登録建築物調査機関（建築物関連事業者に支配されているものとして第1の1(1)アからウまでのいずれかに該当するものでないものに限る。）が、法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関が、法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
- (3) 法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）に係る施行規則第3条第2項の通知書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書及び検査済証
- (5) 登録住宅性能評価機関が、交付する住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面

- (1) 1(1)に該当する書面
- (2) 第1の2(2)に該当する登録住宅性能評価機関が、法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
- (3) 1(3)に該当する書面
- (4) 1(4)に該当する書面

第4 法第30条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第8条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。

第5 法第2条第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる

建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法
- 2 1以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法

(都市整備部建築指導課)